

## 2025年度第6回理事会議事録

日時：2026年1月30日（金） 17:00～18:40

場所：中央大学3号館7階3712会議室、オンライン（ハイブリッド開催）

出席理事（対面）：山上（会長）、渡辺（副会長）、米沢（副会長）、黒木（庶務理事）、宮代（庶務理事）、山田（研究普及理事）、廣津（編集理事）、塩田（渉外理事）、田中（広報理事）、笠原（支部理事）

出席理事（オンライン）：猿渡（副会長）、八木（国際理事）、成島（研究普及理事）、塩野（会計理事）、岡村（大会理事）、

欠席理事：牧野（編集理事）、山下（大会理事）

出席監事（対面）：今堀

出席監事（オンライン）：河東

オブザーバー（オンライン）：古藤（東北支部長）、桑野（中部支部長）、北條（関西支部長、途中参加）、吉瀬（次期会長候補、途中参加）

事務局（対面）：長谷

書記（対面）：久米

### 【定足数の確認】

山上会長を議長として、定足数の確認が行われた。理事15名（現地参加10名、オンライン参加5名）、監事2名（現地参加1名、オンライン参加1名）の参加があり、理事会の成立が確認された。

### 【審議事項】

#### A-1 前回議事録の確認（庶務理事）

黒木庶務理事より、前回議事録の確認があり、承認された。なお、山田普及理事より、A-8議案内の「日立制作所」の誤記（正しくは「日立製作所」）が指摘された。

#### A-2 会員管理の件（庶務理事）

黒木庶務理事より、2025年12月31日までの入会5名（正会員3名、学生会員2名）について承認依頼があり、承認された。併せて、退会や会員数表について報告があった。なお、山上会長から、学生会員数は減少しているのか、という質問があった。黒木庶務理事から、書類上では減少しており、学生会員数の減少の理由として、最近は学生会員

の資格確認を厳密に行うようになり、これまで学生会員として登録されていた資格喪失者が退会しているからではないか、との回答があった。

#### A-3 2026年度支部運営費の件（支部理事）

笠原支部理事より、2026年度支部運営費を2025年12月末時点の支部別会員数に基づき算出し、1,668千円にてお願いしたい旨の説明があり、承認された。なお、笠原支部理事より、支部運営費の算出は2025年度に改訂された算出方法に基づいていることが補足説明された。

#### A-4 第27回業績賞候補者推薦の件（表彰委員長）

渡辺副会長より、業績賞について、選考委員会での選考結果が報告され、推薦された候補が承認された。なお、渡辺副会長から、業績賞受賞者は例年1名であるが、2名の業績賞候補者は両者とも高い業績を有しており、どちらか1名に選出することは困難であることから、2名とも業績賞として選出したい旨が補足説明された。

#### A-5 2026年春季表彰学会賞（実施賞・普及賞）候補の件（表彰委員長）

渡辺副会長より、実施賞および普及賞について、表彰委員会での選考結果が報告され、推薦された候補が承認された。

#### A-6 2026年度フェロー候補者推薦の件（フェロー会議議長）

渡辺副会長より、フェロー候補者について、フェロー会議での選考結果が報告され、推薦された候補が承認された。なお、黒木庶務理事から、下記の意見があった。

- フェロー推薦基準の一つである「学会賞『研究賞』受賞者で、引き続き、顕著な業績をあげている人」内の「引き続き」をどのように解釈すればよいのか。
- 研究賞授賞・特別講演・フェロー記授与のために高頻度で大会へ無料招待することについて、受賞者の参加負担を減らす観点や、他会員との公平性を担保する観点から、招待する大会の期間を空けた方が良いのではないのか。

このことに対し、以下の議論がなされ、フェロー会議や表彰委員会で後日議論することになった。

- 渡辺副会長より、適切な招待頻度については決めかねるため、期間を空けずに無料招待する現状で問題ないのではないのか、という意見があった。
- 米沢副会長より、研究賞授賞とフェロー記授与を同時に行うのはどうか、という意見があった。
  - 渡辺副会長から、表彰委員会とフェロー会議とで、選考するメンバー・時期が異なり、研究賞授賞とフェロー記授与を同時に行うのは難しいことが説明された。
  - 今堀監事から、フェロー被推薦者の年齢規定を満たさない研究賞受賞者に対して、年齢規定を満たすまでフェロー認定を待った例があることが補足された。
- 山田普及理事より、特別講演でお呼びする大会が春季・秋季と揺らぐことやフェ

ロー任命からフェロー記授与までの期間が長く空くことを許容できるなら、特別講演をしていただいた大会においてフェロー記授与を行えば招待回数を減らせるのではないか、という意見があった。

- ▶ 渡辺副会長から、この場での意見は積極的な変更を意図したものではないと理解し、聞き置いておくということにしたい、表彰委員会では話題に取り上げていく予定だという表明があった。
- ▶ 山上会長より、無料招待することは現状維持し、フェロー記授与式に参加できない場合にも現状通り（対面での授与を行わないだけで、お名前の読み上げや、メダルの送付、学会ホームページなどでの告知を行う）進めましょうと総括された。

また、山上会長から、フェロー認定されてから学会を退会した者はフェロー認定されたままなのか、という質問があった。黒木庶務理事から、フェロー認定されている者は学会退会後もフェローのままであり、Web ページ上ではフェロー（退会者・物故者）として情報が掲載されている、という回答があった。

#### A-7 2026 年度研究部会・グループの新設継続申請について（研究理事）

成島研究理事より、2026 年度の研究部会・グループの新設継続について説明があり、承認された。

#### A-8 内閣府への届け出の件（庶務理事・会計理事）

黒木庶務理事より、内閣府に届け出る次年度事業計画について、塩野会計理事から収支予算等について説明があった。

黒木庶務理事より、2026 年度末で退職予定の長谷事務局長に給付される退職金について、2026 年度内支払いで計上されているのか、それとも 2027 年度で計上される予定なのか、それは予算収支書では考慮されているかという質問があった。塩野会計理事から、計上時期については会計事務所を交えて後日確認する、という回答があり、本件は条件付き承認となった。

塩野会計理事から後日メールで回答があり、収支予算書は正味財産増減計算書（損益計算書）でありキャッシュフロー計算書ではない点、そのため、退職引当金を費用として計上してある（支払時期とは関係しない）ため考慮済みである点が確認された。

補足として、山上会長から、これまでは、毎年度の黒字額について、使途を定めて一定期間以内に支出することを決める必要があったが、法律改正に伴い、2026 年度からは、毎年度の黒字額ではなく、5 年通期の黒字額に緩和されることが説明された。

#### A-9 法律改正に伴う定款細則 2-1-3 改訂の総会への提起、他 1 件改訂の件（庶務理事）

黒木庶務理事より、「役員報酬等及び費用に関する規程」（定款細則 2-1-3）の改訂を次の定時総会に諮る点およびその内容、「規程類の分類、分類番号についての規程」（規程 3-2-5）の改訂について承認依頼があり、承認された。

#### A-10 法律改正に伴う外部監事推薦の件（庶務理事）

黒木庶務理事より、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改正に伴い、公益認定の基準を満たすためには、外部理事および外部監事が必要となる一方で、2026年度役員体制案では外部監事が1名もいないことが説明された。このことに関し、黒木庶務理事から、役員規程（定款細則 2-1-2）の第6条第3項を準用し、外部監事を追加で推薦することについて、下記2つの提案について承認依頼があった。

- (1) 同条第1号第2号ともに、会務分担「役員」が不足した場合の取扱いを定めているにも関わらず、追加の推薦者は「理事」5名以上の推薦となっており、監事が不足した場合の推薦者の妥当性についての検討が不足していたと考えられる。そのため、当該条文の「理事5名以上」を「役員5名以上」に改訂する。
- (2) 改訂後の役員規程に基づき、検討中の候補について審議し、理事会にて推薦者5名を決定して手続きに入る。

本提案を審議するための補足事項として以下の議論がなされた。

- 山上会長から、外部監事とは、過去10年以内に理事や使用人であったことがない監事のことであり、現任理事と利害関係がなく冷静に判断する役割を持つ者である、と補足説明があった。
- 黒木庶務理事から、役員は理事と監事で構成されており、理事のみで監事を推薦しなければならない現行の役員規程をまずは改訂するべきであろう、と補足説明があった。
- 田中広報理事より、今回の状況は推薦された候補者が外部監事として適格ではなかった場合であるため、候補者が推薦されなかった場合の扱いを定める役員規程を本来は適用できないが、役員規程を準用する、という意味決定をするための審議事項なのか、という質問があった。
  - 黒木庶務理事から、最も適切であろうと思われる役員規程を準用することに加えて、推薦者を決定して手続きに入ることも含めて意思決定することを審議事項としている、との回答があった。
- 塩野会計理事より、法改正の経過措置として、法律の施行日に現任するすべての監事の任期満了日の翌日から適用されることが説明され、法律の施行日に現任する監事は河東監事と今堀監事であり、緊急対応する必要はないのではないか、という意見があった。
  - 黒木庶務理事から、法律の施行日に現任する監事は根本監事と河東監事であると訂正され、外部監事を新たに選出することの必要性が確認された。

役員規程（定款細則 2-1-2）の第6条第3項の改訂案に対し、下記の議論がなされ、外部監事を役員で推薦しなければならない状況は今後は起こり得ないであろうという結論に達し、同項の改訂案は承認された。続いて、今堀監事から、梅谷俊治氏（リクルート）を外部監事候補者として推薦したい旨が説明された。今堀監事より、梅谷氏の外

部監事としての適格性が説明され、改訂後の役員規程（定款細則 2-1-2）の第 6 条第 3 項を準用し、役員 5 名（河東監事、今堀監事、米沢副会長、黒木庶務理事、宮代庶務理事）が梅谷氏を推薦することとなり、本件は承認された。

役員規程（定款細則 2-1-2）の第 6 条第 3 項の改訂案に関する議論は下記のとおり：

- 山上会長より、会員ではなく、役員が追加の候補者を推薦しなければならない理由について質問があった。
- 黒木庶務理事から、会員が推薦することにした場合には、次回理事会で推薦者の承認を行う必要が生じてしまい、緊急性のある状況では総会への準備が間に合わないため、理事会の議論を把握している者で責任を持って推薦すべきなのではないか、という回答があった。
- 山上会長より、役員を監督する役割を持つ外部の監事を内部の役員だけで推薦することは、内部の者に都合の良い外部監事を選出していると判断されかねないため、会員も推薦できるようにすべきではないか、という指摘があった。
- 渡辺副会長より、候補者が適格であるかは総会で諮られるため、緊急事態であることを考慮すると推薦者の資格や人数を厳しく設定する必要はないのではないか、という指摘があった。
- 宮代庶務理事より、緊急事態であるからこそ、不適格者が推薦されてしまう危険性を排除するために、強権的に役員が推薦すべきなのではないか、という意見があった。
  - 山上会長より、不適格者が推薦されてしまった場合には、適格者を別途推薦し、総会で議論してもらえれば良いため、会員も推薦できるようにしても問題はないのではないか、と反論があった。
- 田中広報理事より、同項第 1 号内で定められている追加の候補者を推薦することに対して、推薦する責任を持つべきなのは会員ではなく役員ではないか、という意見があった。続けて、外部監事が役員により選ばれてしまう懸念について賛同しつつも、会員はそのような状況に陥らないように努力すべきではないか、という意見があった。
- 今堀監事より、追加の候補者を理事会で決定しなければならないのであれば、理事会に参加できるのはオブザーバーを除いて役員のみであるため、会員が推薦できるように改訂する意味はないのではないか、という意見があった。
- 山上会長より、監事には学会をよく知っている者に務めてもらう必要があるが、学会をよく知っている大学・研究機関出身者は役員を歴任した者が多く、外部監事に就任できないことが予想されるため、外部監事として公認会計士に務めていただくのはどうか、という意見があった。

- ▶ 黒木庶務理事から、有償なら受けますということであれば、規程で定めている無報酬という意図と反する。そのため、事実上、公認会計士に外部監事を務めていただくのは難しいのではないかと、という意見があった。
- ▶ 黒木庶務理事より、監事の任期は4年と法人法で定められているが本学会の定款では任期を2年に定めている点、外部監事を探すのが大変で監事は4年務めてくださるといの方が大勢であれば、任期を4年に伸長するという手段も取れるという補足意見があった。

## 【報告事項】

### B-1 会長候補者および代議員候補者信任投票の件（選挙管理委員長）

長谷事務局長より、会長候補者および代議員の選挙について説明がなされた。なお、黒木庶務理事から、代議員の選出規程が改訂されたことに伴い、投票様式は2年前とは異なることが補足説明された。

### B-2 学会員への意見聴取アンケート実施について（経過報告）（猿渡副会長・渡辺副会長）

渡辺副会長より、学会員への意見聴取アンケートを2月中旬から実施する旨について説明がなされた。

### B-3 研究部会・グループ追加補助金の募集について（研究理事）

成島研究理事より、研究部会・グループ追加補助金の募集について説明がなされた。

### B-4 春・秋大会における研究賞受賞講演について（研究理事）

成島研究理事より、春・秋大会における研究賞受賞講演の実施予定について説明がなされた。

### B-5 大会運営システム導入の継続検討について（研究理事）

成島研究理事より、大会運営システム導入の継続検討について説明がなされた。

### B-6 2025年度会員ネットワーキング決算の件（普及理事）

山田普及理事より、2025年度会員ネットワーキング決算について説明がなされた。なお、第5回理事会のA-9議案で承認された通り、2026年度以降では通年度で予算決算を報告することが補足説明された。

### B-7 新年度委員選任依頼の件（庶務理事）

黒木庶務理事より、新年度委員選任について説明がなされた。

### B-8 2026年度第1回理事会議事予定の件（庶務理事）

黒木庶務理事より、次回理事会について説明がなされた。なお、黒木庶務理事より、2026年度の理事会開催日程の日程調整については、追加の監事が定まっていなかったことに起因して、日程調整の発布が遅れる可能性がある旨が補足説明された。

以上  
書記：久米 啓太

公益社団法人 日本オペレーションズ・リサーチ学会  
2025年度第6回理事会

議事録署名人

議長（会長）	代表理事	山上	伸
（副会長）	代表理事	猿渡	康文
（副会長）	代表理事	渡辺	隆裕
（副会長）	代表理事	米沢	隆
	監事	河東	晴子
	監事	今堀	慎治